

# 重要

令和 2年 4月 30日

八幡小学校保護者 各位

酒田市立八幡小学校  
校長 高橋 健

## 災害時の児童の「引き渡し」について（お願い）

春暖の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして深いご理解と温かいご協力をいただき、心より感謝申し上げます。授業参観やPTAの諸行事も軒並み中止となり、多々ご不便等をおかけし申し訳ありません。しばらくは今一度気を引き締めて参りましょう。

さて、標記の件につきまして、年度当初より少々時期が遅れてしまいましたが、ご理解の上ご協力くださるようお願いいたします。尚、先日お配りした年間教育計画に掲載したとおり、6月7日（土）を授業日にして「引き渡し訓練」を行いますので、併せてご協力をお願いいたします。

不明な点やご意見等ございましたら、遠慮なく学校までお問い合わせください。

### 記

- 1 ねらい 大きな災害や事件等の発生により、児童を安全に下校させることが困難と校長が判断した場合、保護者へ児童を安全かつ確実に引き渡す基準を定め、周知する。
- 2 引き渡し基準 在校中の以下の場合、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させます。
  - (1) 自然災害Ⅰ（地震）
    - ① 震度5弱以上
    - ② 津波警報発令（八幡地区内に発令された場合のみ）
    - ③ 余震の心配がある場合
  - (2) 自然災害Ⅱ（大雨、大雪、河川の氾濫、雷等）
    - ① 避難勧告以上の指示が出た場合
    - ② 下校の安全確保が困難と校長が判断した場合（通学路、天候、自宅や地域の様子から）
  - (3) 通学路の危険
    - ① 凶悪な不審者・犯罪者等が確保されていない状況下（学区、及びその近隣での発生）
    - ② 道路、建物等の大規模な崩壊や倒壊（歩行不能、若しくは困難な場合）
- 3 その他
  - ・ 予め学校に登録している方のみ引き渡し、他の方には絶対に引き渡しません。
  - ・ 震度5弱以上の地震の際は、通知無しでも完全引き渡しをお願いします。
  - ・ 震度4以下の例外
    - 交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童については、学校で待機させ、保護者若しくは予め保護者が登録している家族や地域の方の引き取りを待ちます。
  - ・ 引き渡し決定の通知方法（停電していない場合）
    - ① 学校のホームページへの掲載
    - ② 一斉メールの活用
    - ③ 電話（事前に届出のある児童のみ）

通知不能の際（停電等）は上記の基準を元に保護者判断で迎えに来てください。

  - ・ 6月7日（土）には、上記2（2）の想定で訓練を行いますのでご予定ください。
  - ・ ご不明な点等のお問い合わせは、本校教頭（64-3737）までお願いします。